

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成27年7月3日（平成27年（行情）諮問第425号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第200号）

事件名：パトリスサービス停止に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年1月末日位から特定会社がパトリスサービスを停止しているようであるが、このパトリスサービス停止に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成26年11月14日付け20141015特許7により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

特定会社は、特許庁の行政指導により誕生した会社である。具体的には次のとおりである。

ア 特定財団法人は昭和46年に設立、昭和60年に改組され、特許庁保有データであるパトリスは、平成8年頃まで、無償で特定財団法人に貸与されていた。すなわち、パトリスは特許庁保有データすなわち国有財産であり、国有財産であるパトリスは特定財団法人に無償貸与されていた。

イ しかし、平成9年頃から平成12年頃の間、国有財産である特許庁保有データのパトリスが特定財団法人保有データに変わっている。特定財団法人は、政府と民間との共同出資である民法上の公益法人である。したがって、このとき、パトリスが国有財産である特許庁保有データから私人である公益法人たる特定財団法人保有データに変わっている。そして、さらに平成12年から平成13年初め頃にパトリスが特定会社又はその前身の会社に譲渡され、平成13年4月に特定会

社がパトリスサービスを提供している。したがって、平成9年頃から平成13年頃までの約4年の間にパトリスの所有権が国→特定財団法人→特定会社へと2回譲渡されていることになる。この間、平成11年3月より特許電子図書館サービスが特許庁より提供されている。

ウ パトリスの所有権が国→特定財団法人→特定会社へと2回譲渡されていることになる平成9年頃から平成13年頃までの具体的内容として、次の手続がなされている。

- ① 平成10年6月18日 特許庁総務部長・特定財団法人理事長間の「特許庁は、特許電子図書館は公益団体の責務として果たしてきたパトリスに取って代わるものではないと考えている」旨の合意。
- ② 平成11年3月 特許庁が特許電子図書館サービスを開始。
- ③ 平成12年2月24日 特許庁総務部長・特定財団法人理事長間の上記合意の再確認。
(この頃にパトリスの所有権が国→特定財団法人→特定会社へと2回譲渡される。)
- ④ 平成13年4月1日 特定会社がパトリスサービスを開始。
- ⑤ 平成21年の夏頃 特定会社が倒産し、民事再生手続開始の申立をしている。
- ⑥ 平成26年2月頃 特定会社がパトリスサービスを停止。

エ 上記手続内容を参照すると、特許庁の行政指導により特定会社が誕生したが、結局、この誤った行政指導により国民資産であるパトリスが浪費されてしまったことを意味する。この特許庁の行政指導による浪費の内容は明確にされるべきである。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

(2) 意見書

諮問庁の理由説明書の記載は、具体的事実と反する。パトリスは、検索システムとデータベースから成っているが、この検索システムは、特許庁と特定財団法人間の業務委託契約によって作成されたものであり、作成した時点では通常の請負契約に基づき、特許庁がこの検索システムの所有権を有していた。しかしながら、平成9年から平成13年にかけて、「特定財団法人の一部民営化」の名の下、この検索システムが特許庁→特定財団法人→特定会社へと譲渡されているのである。したがって、国有財産である検索システムの所有権が国から民間企業へ移転されていることになり、業務上横領罪が成立するものである。すなわち、特許庁関係者と特定財団法人関係者とが共謀して自己の占有する国有財産であるパトリスを特定会社へ移転することになり、特定財団法人からみると業務上横領罪になり、特許庁からみると背任罪が成立することになる。さらに、このような業務上横領罪や背任罪に該当する行為を「特定財団

法人の一部民営化」の名の下に正当化する記載を公文書たる情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への理由説明書においてすることは、客観的事実に反する内容を公文書に記載することに帰し、虚偽公文書作成罪が成立する。したがって、審査会においては、上記業務上横領罪や背任罪という財産犯罪や虚偽公文書作成罪に該当する旨の心証を持たれた場合は、上記容疑で刑事告発されたい。

なお、パトリス検索システムの所有権のありかを明確にするために、「特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領（昭和62年3月20日付け62特総第318号）」（以下「著作権使用許可要領」という。）及び「特許庁データ販売事業の許可要領（平成10年3月26日付け10特総第313号）」（以下「データ販売事業許可要領」という。）を開示していただきたい。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、該当する行政文書を保有していないため、平成26年11月14日付けで不開示とする原処分を行った。

2 異議申立人の主張についての検討

- (1) パトリスは特許庁の保有する特許情報データを指すものではなく、特定財団法人が開発、保有していた特許情報オンライン検索システムの名称であり、特許庁がパトリスを保有した事実はなく、特定財団法人に対して無償貸与した事実はない。
- (2) 特定財団法人は、平成9年度までは「著作権使用許可要領」に基づき、国有財産（著作権）の一時使用許可を得て、著作権使用料を支払い、特許庁保有データを特定財団法人保有のパトリスに組み込み、特許情報サービスを行っていたが、平成10年度以降は「データ販売事業許可要領」に基づき、マージナルコストしか徴収しないことを条件に、特許庁から特許庁保有データを無償で提供され、パトリスに組み込んでいた。
- (3) パトリスの所有権が国から特定財団法人へ譲渡された事実はない。また、特定財団法人から特定会社への譲渡については、特定財団法人が、平成13年4月1日に自己の保有する検索システムに係る事業部門を、営利企業である特定会社に譲渡し、一部事業の民営化を行ったことであり、①「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に基づき、その事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている場合、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講じるが、そのような措置が講じられない場合には、営利法人等への転換

を行うべきであるとの政府の方針が示されたこと、②「第19回工業所有権審議会情報部会」（平成9年6月18日開催）において公益部門は、将来、民間サービス業者と対等の条件の下で、オンラインサービス等を提供していくことが適当であるとの答申がなされたこと等を受け、特定財団法人が平成12年11月30日に開催した臨時理事会において自ら決定し、実施されたことである。

(4) 特許庁の行政指導とは、所管官庁がその所管する公益法人を指導監督するに当たっての具体的、統一的な指針として「公益法人の営利法人等への転嫁に関する指針」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）が申し合わされ、これを受けて特許庁が特定財団法人に対し、上記指針を配布し、営利法人等への転換を行う場合には、上記指針に則って行うべき旨の口頭での指導のことであり、特許庁は、特定財団法人と特定会社との営業譲渡については、具体的内容に関与する立場にない。また、パトリスは、特定財団法人が保有していた検索システムであり、国有資産ではないことから、特許庁の行政指導による浪費があった事実はない。

(5) 上記のとおり、特定会社は、平成13年4月1日より特定財団法人から営業譲渡を受け、パトリスサービスを開始したものであり、営利企業が提供するサービスに関して特許庁は関与する立場にはなく、特定会社は経営不振により、平成26年1月末頃に自社のホームページに「弊社サービス終了のお知らせ」を掲載し、2月14日をもってパトリスを完全に終了したものである。なお、特定会社は、平成21年7月17日に東京地裁に民事再生法手続開始の申立てを行っていた。

よって、特許庁は営利企業の事業方針に係る「パトリスサービス停止に関する文書」を作成又は取得しておらず、保有していない。

3 結論

以上のことから、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立てについては棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年7月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年9月2日 | 異議申立人から意見書を収受 |
| ④ 平成28年6月20日 | 審議 |
| ⑤ 同年7月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定会社のパトリスサービス停止に関する文書である。

諮問庁は、本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア パトリスは、特定財団法人が開発し、保有していた特許情報オンライン検索システムの名称である。特定財団法人は、データ販売事業許可要領に基づき、特許庁長官から事業の許可を受け、特許庁データを無償で提供されており、データ購入者に販売するとともに、パトリスに組み込んでいた。

イ 平成13年4月1日、特定財団法人は、パトリスに係る事業部門を特定会社に譲渡し、特定会社は同日よりパトリスサービスを開始した。

特定会社は、データ販売事業に係る許可を受けていなかったことから、特許庁から直接データを提供されてはならず、パトリスに組み込む特許庁データは、特定財団法人から購入していた。

ウ 特許庁は、データ販売事業許可要領4条4項に基づき、特定財団法人に対し、特許庁データの販売事業に関する報告を求めたことはなく、特定財団法人から、特許庁データの販売先に関する報告を受けたこともない。したがって、本件対象文書を作成も取得もしていない。

(2) 当審査会事務局職員をして特定財団法人のホームページを確認させたところ、特定会社がパトリスサービスを開始した経緯等については、諮問庁の上記(1)ア及びイの説明のとおりであり、諮問庁よりデータ販売事業許可要領の提示を受け、事業許可の内容等を確認したところ、本件対象文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、特許庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久